

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十八年七月十二日から同年十一月十四日まで奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十八年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヒルステップ生駒
所在地 生駒市小町二三五ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）一、七五一平方メートル
（変更後）二、〇八六平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3記載のとおり
収容台数 六〇台

（変更後）位置 届出書添付図面4記載のとおり
収容台数 六〇台

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

株式会社ユニクロ	小売業者名	午前十時	開店時刻	午後八時	閉店時刻
----------	-------	------	------	------	------

株式会社キリン堂	午前十時	午後九時四十五分
株式会社チヨダ	午前十時	午後八時
未定	午前十時	午後八時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前八時	午後九時四十五分
株式会社キリン堂	午前八時	午後九時四十五分
株式会社チヨダ	午前八時	午後九時四十五分
未定	午前八時	午後九時四十五分

(2)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後十時まで

(変更後) 午前七時三十分から午後十時まで

三 変更に係るもの以外の事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 大和リース株式会社

住所 大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

代表者 森田 俊昨

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

未定一店舗	氏名又は名称	株式会社ユニクロ	代表者の氏名	住所
	株式会社キリン堂	寺西 豊彦	柳井 正	
	株式会社チヨダ	舟橋 浩司	山口県山口市佐山七七一七番地	
	株式会社チヨダ	舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目三九番八号	
	株式会社キリン堂	寺西 豊彦	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	
	株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山七七一七番地	

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面4記載のとおり
 収容台数 七五台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面4記載のとおり
 面積 七二平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面4記載のとおり
 容量 一七・七立方メートル

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三箇所
 位置 届出書添付図面4記載のとおり

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

四 変更する年月日

平成二十九年二月十四日

五 届出年月日

平成二十八年六月十三日

六 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

七 縦覧期間

平成二十八年七月十二日から同年十一月十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きま

八 縦覧時間

午前九時から午後五時まで